第

2578

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 7月 9日 金曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 相殺の場合の領収書

Q:当社は、取引先との間で、売掛金と買 掛金を相殺する場合がありますが、この場合 の領収書と印紙税の取扱いを教えて下さい。

A:相殺の場合の領収書は印紙税法上の領収書に該当しませんので、印紙税は不要です。 【解説】

金銭又は有価証券の受取書や領収書は、印紙税額一覧表の第17号文書「金銭又は有価証券の受取書」に該当し、原則として印紙税の対象となります。

ところで、債権と債務を相殺した場合に、 その事実を証明する手段として領収書を作成 することがありますが、この場合の領収書は 金銭又は有価証券の受領を証明するもののませんので、印紙税の対象にはなりません。 ただし、相殺の事実を証明するためにする れた領収書であっても、その事実がは本 上明らかでないものについては、金銭又は有 価証券の受領事実を証明しているものとの領 には、印紙税が課税されますので、相殺の受領 する場合には、「相殺で代金を受領」 などの文言を記入し、相殺の事実を明らかに しておかなければなりません。

なお、一部の金額については相殺とし、残りの金額を金銭等で受領したとする文書(いわゆる「一部相殺の領収証」)は、その区分が明確にできる限り相殺した金額については受取金額には当たらないものとして取り扱われます。







